

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合施設等 利用助成金交付規程

平成 10 年 5 月 29 日規程第 1 号

最終改正 平成 17 年 12 月 22 日規程第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合規則（昭和 55 年規則第 2 号）第 26 条の規定に基づき、組合員の福祉の増進に資するため、施設等利用助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

**第 2 条** 助成金は、次の各号に該当するものに交付する。

(1) 組合員が保健、保養を目的として旅館又は保養所を利用した場合、観劇等をした場合及びスポーツ、レクリエーション施設を利用した場合その他組合員の保健、健康又は知識向上等のために組合長が必要と認めた場合（以下「フリープラン利用」という。）

(2) 組合員が市町村職員共済組合指定の人間ドック医療機関を利用した場合

(交付限度)

**第 3 条** フリープラン利用により交付する助成金は、毎事業年度組合員に対し使用限度を配分し、その範囲内で交付する。

2 前条第 2 号により交付する助成金は、毎事業年度組合員 1 人につき 1 回限りとし、その額は、宿泊の場合 10,000 円、日帰りの場合 5,000 円を限度とする。

(交付手続き)

**第 4 条** 助成金の交付を受けようとするとき、フリープラン利用助成金交付申請書には利用したことが客観的に証明できる書類を、人間ドック利用申請書には人間ドック等利用申請書を、それぞれ添付し、組合長に提出しなければならない。

(交付簿の整理)

**第 5 条** 組合長は、助成金交付簿を備え、助成金の交付状況を明確にしておかなければならない。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、組合長が定める。

**付 則**

この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**付 則** (平成17年12月22日規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から適用する。